

## 国立大学法人大分大学調整手当支給細則

平成16年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学職員給与規程（平成16年規程第18号。以下「給与規程」という。）第14条第4項の規定に基づき、調整手当の支給に関して、必要な事項を定める。

### (支給要件)

第2条 給与規程第14条第1項の「学長が特に必要と認める場合」は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の職員がその身分を保有したまま、次の機関に出向する場合で、学長が均衡上必要と認める場合（法人が職員の給与を支払う場合に限る。）

ア 国の機関又は特定独立行政法人（当該機関に属する職員が、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受け、かつ、同法による地域手当が支給されている場合に限る。）

イ 国立大学法人又はその他の非特定独立行政法人（当該機関に属する職員が、給与法と同趣旨による規程の適用を受け、かつ、同趣旨による地域手当に相当する給与が支払われていると学長が認める場合に限る。）

(2) 前号に掲げる機関の職員が当該機関の身分を保有したまま、法人に出向し、学長が均衡上必要と認める場合（法人が職員の給与を支払う場合に限る。）。

2 給与規程第14条第3項の「学長が別に定める職員」は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 前項第1号に規定する機関から引き続いて法人に採用等（前項第2号に該当する場合を除く。）となった職員

(2) 前項第1号に該当する出向から引き続いて法人に復帰した職員

### (支給割合・支給の終期等)

第3条 給与規程第14条第2項及び第3項の「学長が別に定める割合」は、次によるものとする。

(1) 前条第1項第1号によるもの 同号に規定する機関における他の職員と同数の割合

(2) 前条第1項第2号及び前条第2項によるもの 前条第1項第1号に規定する機関において、当該職員が法人に採用等となった日の前日において受けていた地域手当に相当する給与についての割合（6月を超えて受けていた割合に限る。）と同数の割合

2 前項第2号の割合について、当該機関における転入・転出時等における異動保障についての規定がされている場合は、学長は同規定の趣旨を尊重して、法人においても同様の時期に、その割合を減じ、又は手当の支給を終了する。

3 前二項による割合等が、当該職員にとって著しく不利益であると学長が認める場合は、学長は、他の職員との均衡を十分に考慮した上で、個別に調整をすることができる。

### (支給方法)

第4条 月の中途において本給の月額、管理職手当、支給割合等に異動があった場合には、異動の前及び後の調整手当の月額をそれぞれ給与規程第37条の規定により日割計算した額の合計額を支給する。

### (端数計算)

第5条 給与規程第14条第2項の規定による調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。

### (雑則)

第6条 この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成16年細則第4号）

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年細則第11号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年細則第16号）

この細則は、平成19年6月6日から施行し、この細則による改正後の国立大学法人大分大学調整手当支給細則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和7年細則第29号）

（施行期日）

1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

（令和10年3月31日までの間における経過措置）

2 令和10年3月31日までの間は、第3条第1項第2号中「同数の割合」とあるのは、「同数の割合（異動又は移転の日から6月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間においてこれらの割合が変更された場合にあっては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合。）」とする。